

## 第4回規制改革会議 議事録

1. 日時：平成25年3月8日（金）14:00～16:02
2. 場所：中央合同庁舎4号館4階 共用第2特別会議室
3. 出席者：
  - （委員）岡素之（議長）、安念潤司、浦野光人、大崎貞和、翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、滝久雄、鶴光太郎、長谷川幸洋、松村敏弘、森下竜一
  - （政府）寺田内閣府副大臣、西村内閣府副大臣、山際内閣府大臣政務官
  - （環境省）鎌形大臣官房審議官、米谷総合環境政策局総務課長、上杉総合環境政策局環境影響評価課課長
  - （経済産業省）川上産業技術環境局審議官、松尾産業技術環境局環境政策課長、村上商務流通保安グループ電力安全課長
  - （事務局）滝本規制改革推進室長、館規制改革推進室次長、羽深規制改革推進室次長、中原参事官、武藤参事官、中野企画官

### 4. 議題：

（開会）

- （1）ワーキング・グループの進め方について
- （2）環境省及び経済産業省からのヒアリング  
（石炭火力発電に対する環境アセスメントについて）
- （3）一般用医薬品のインターネット等販売規制に関する規制改革会議の見解について

（閉会）

### 5. 議事録：

○岡議長 それでは、定刻になりましたので、第4回「規制改革会議」を開会いたします。

本日は、稲田大臣、甘利大臣は国会日程の関係で御欠席でございます。御欠席の甘利大臣に代わりまして、西村副大臣に御出席いただいております。

また、大田議長代理、佐々木委員及び林委員は御欠席です。浦野委員は15時頃、大崎委員は15時30分頃御到着の予定です。

議事に入る前に1点、私から報告いたします。さる2月28日、自由民主党の日本経済再生本部会合に当会議の議長といたしまして、稲田大臣と共に出席してまいりました。私からは、当会議として、規制改革の最優先案件4項目を決定したこと、四つのワーキング・グループにおいて、前回の会議で決定いたしました検討項目の議論をこれから開始すること等につきまして御説明いたしまして、質疑応答を行いました。

また、この規制改革を成功ある状態にするためには、政治の強力なリーダーシップが不可欠でありますので、自民党の政治家の皆様方の御支援をお願いしますということも、併

せて申し上げました。

私からの報告は以上でございます。

それでは、議事に入ります。議題1といたしまして、「ワーキング・グループの進め方について」を審議いたします。まず、専門委員就任予定者について、事務局から説明をお願いいたします。

○滝本室長 それでは、専門委員について御説明申し上げます。専門委員は総理大臣が任命することになっておりますが、選任に当たりまして、議長、議長代理、4ワーキング・グループの座長の皆様に相談いただきまして、当会議として推薦をしたい人物を御推薦いただきました。それに基づきまして、今回、各委員を任命いたしたく存じます。

資料1を見ていただきますと、健康・医療ワーキング・グループにおきまして、土屋了介氏、松山幸弘氏、竹川節男氏でございます。エネルギー・環境ワーキング・グループにつきましては、小林三喜雄氏、圓尾雅則氏。雇用ワーキング・グループにつきましては、島田陽一氏、水町雄一郎氏。創業等ワーキング・グループにつきましては、川本明氏、久保利英明氏。

それぞれ御本人から就任の御承諾を得たところでございまして、最終的な任命手続を行っているところでございます。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

次に、各ワーキング・グループでは、前回お示ししました検討項目を全て検討することとしておりますが、その中でどれから優先的に審議するかについて、各ワーキング・グループでそれぞれお決めいただきましたので、その選定理由等も含めまして、各座長から御説明をお願いいたします。なお、大崎委員は遅れて御到着でございますので、創業等ワーキング・グループにつきましては長谷川委員からお願いしたいと思います。

それでは、順番に、翁さんからよろしくをお願いいたします。

○翁委員 それでは、健康・医療ワーキング・グループについて御説明申し上げます。私どもは最優先課題として、「1. 再生医療の推進」、「2. 医療機器に係る規制改革の推進」を取り上げたいと思っております。

再生医療の推進に関しましては、かねてから規制改革会議としても議論をしてきた分野でございますが、再生医療の開発を促し、国民が受けられる医療の水準を引き上げる。そして、日本の医療の高度化、競争力の強化につなげていくという意味で、国民にとっても大きなメリットがあり、成長にも資する重要な項目だということが背景でございます。

二つ目は、医療機器に係る規制改革の推進でございます。これは国民に性能の高い医療機器をいち早く届ける、デバイスラグを短縮することによって、国民にとってメリットのある改革につながると思っております。また、国内メーカーのコスト負担も減少し、付加価値の高い医療機器を先駆けて開発するインセンティブにもつながると考えております。この2項目について最優先ということで進めたいと思っております。

その次に○を二つ付けております。八ついずれも重要ではございますが、特に5と7ということで、一つは「5. 一般健康食品の機能性表示の容認」、もう一つは「7. 医療のIT化の推進」ということで取り上げております。

一般健康食品の機能性表示の容認につきましては、付加価値の高い農産物加工品の加工を促進するという観点から、いろいろな健康増進に対するエビデンスが認められた素材を含有する健康食品について、その効果や効能に関する表示を認めるということは、非常に国民にとっても関心の高い分野ではないかということで、取り上げていきたいと思っております。

また、医療のIT化の推進につきましては、国民のニーズに応える医療を提供する。医療費の効率化につながる。また、高度化につなげていけるという非常に潜在的にいろいろなメリットの高い分野だと思いますので、こちらについても引き続き進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

続きまして、エネルギー・環境ワーキング・グループにつきまして、安念さん、お願いいたします。

○安念委員 資料2のIIでございます。もともとの項目の中身は八つ挙がっていたのですが、そのうち、石炭火力のアセスの問題と電力自由化の問題は当会議全体での重要検討課題とするということで、それを抜きまして六つになりみます。七つ目として「プラスチック製容器包装のリサイクル入札制度の適正化」を加えさせていただきまして、変更後の1～7のうち、4、5、7を6月までの当ワーキング・グループとしての重点項目として選定をいたしました。

「4. 再生可能エネルギー発電設備に係る電気保安規制の合理化（バイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者選任範囲の見直しを含む）」は、これだけ見ると驚くほど技術的な話ですけれども、前から取り組んできたこともあり、引き続き取り組もうと考えております。これは一例でございますが、再生可能エネルギーの普及展開に関わる保安規制の見直し・合理化を広く念頭に置いて取り組みたいと思っております。

「5. 次世代自動車等の普及を加速するための環境整備」でございます。これは次世代自動車がそもそも自動車であるのかどうかという、なかなかおもしろいものでございますが、そういう次世代ビークルは日本にとって、恐らくそうたくさんはないであろう技術的なフロンティアの一つだと思いますので、これについてのいろいろな規制を見直したいということでございます。

これは一応インフラ、例えば水素ステーションのようなものを設置する際の規制がすぐに思い浮かぶところでございます。日本の場合は水素を入れるタンクが水素脆性のないのでない駄目となっております。そうすると、その規格はおのずから決まってしまう。水素で鉄板がぺらぺらになってしまうと困るのですが、要はコントロールできればいいの

に、そうになっておりません。例えばそういう規制を合理化したい。同時に、もうちょっとソフトな面、例えば道路交通規制でありますとか、電気事業法あるいは電波法といったソフトな問題もインフラであると捉えまして、次世代自動車が世の中に出ることの妨げにならないような規制というものを考えてまいりたいと思います。

7. のプラスチックです。これはプラスチックのリサイクルですけれども、市町村がリサイクル業者を入札する際に、一定のカテゴリーの業者に始めから優先枠がありまして、既得権という言い方をすると少なくともその業界の方は怒るでしょうけれども、やや入札の制度に合理性が欠けるのではないかと思われまます。これもこれだけ見ると非常に技術的な話ですが、要するにリサイクルと申しますか静脈産業と申しましょうか、そういうもの一般の発展を妨げるような規制を合理化しようということの一環と考えております。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

続きまして、雇用ワーキング・グループにつきまして、鶴さんからお願いいたします。

○鶴委員 鶴でございます。

雇用につきましては、前回第3回の規制改革会議で御説明はいたしませんでしたでしたが、私の方から「雇用改革の『3本の矢』一人を動かすためにー」というペーパーを提出させていただきました。そのペーパーには今回、規制改革会議で考えるべき雇用のテーマ、どのようなシナリオ、どういった内容、さらにどういう原則で行っていくべきかということをお自身の考え方をまとめてペーパーにしまして、提出させていただきました。

私は一つキャッチフレーズとして、これは他のワーキング・グループの委員の方々にもコメントをいただきまして、私は「人を動かす」ということで申し上げていました。政府が無理やり動かすのはどうですかというお話もあったので、「人が動く」、とにかく人が動いていくということをおまず第一に考える。そのために私は雇用改革の3本の矢ということで、三つ大きな分野としてやらなければいけないということをお挙げています。

その三つというのは、提出させていただいたペーパーの第1は「解雇ルールのあり方」と書いてありますが、私は今日御報告申し上げたいのはもう少し幅をとって、正社員改革という形で考えればどうかというのが1点。2番目が「民間人材ビジネスの規制見直し」です。3番目は規制改革会議とは若干内容は別のものかもしれませんが、「セーフティネット整備、職業訓練や教育訓練の強化」ということで、この三つがうまく連携して、雇用改革というのはできるのではないかと考えております。

最初の正社員改革というのは、実はワーキング・グループの検討項目の中で挙げられている、この1～2ページをお覧いただくと、1.の「(2)勤務地や職務が限定された労働者の雇用に係るルールを整備」、「8.労使双方が納得する解雇規制の在り方」。ここが一つ大きなテーマになりますけれども、実は労働時間の関係の1.の(1)も、私は広く正社員改革の中に入ってくると認識をしております。

2番目の「民間人材ビジネスの規制見直し」は二つございまして、この検討項目の順番

で言いますと、3. 4. 5. が派遣でございます。6. が職業紹介事業の問題でございます。このような形で二つ、正社員改革と民間人材ビジネスの規制見直しという大きな柱を考えたときに、まず何からやり始めるべきかということを考えますと、正社員改革ということは将来の職務とか勤務地、労働時間は実は限定されていない。

これは無限定社員ということを私は申し上げていますが、その問題が実はいろいろな正社員の問題の根本にあるということでございますので、ここを少し限定化していく。そのためのルールの整備。これをやっていきますと、実は解雇ルールの問題にも話は波及をしていきます。まず、ここから、今その日本が抱えているのはどういう問題があるのかは、ここから議論するのが一番分かりやすいと思っています。

民間人材ビジネスが先ほど申し上げた派遣と職業紹介。派遣はずっと議論をされてきました。ここでやらなければいけないことはいろいろあるのですが、私はまず職業紹介事業。これは有料職業紹介事業における規制の問題をまず考えてみる。それから、ハローワークと有料職業紹介事業がどう連携をとるのか。どういう役割分担をしていくのか。こうしたことも人が動くためには大きなテーマだと思います。

ということで、2点の項目を優先事項として選びました。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、第4のワーキング・グループであります創業等ワーキング・グループにつきまして、長谷川さん、よろしくをお願いします。

○長谷川委員 大崎さんが遅れるということなので、メモをいただいていますので、読み上げさせていただきます。

創業等ワーキング・グループにおいて、優先的に検討すべき項目について御報告を申し上げます。

優先的に検討すべき項目の第1は、「1.ベンチャー企業の育成その他の成長支援のための資金供給の促進」である。我が国に閉塞感をもたらしている最大の要因は、我が国において企業の数が伸びないことにあると言ってよいのではないか。創業等ワーキング・グループと銘打つ以上、この問題に手をつけなければいけない。そこで米国におけるJOBS法等、外国の状況を踏まえつつ、成長のためのマネー投入の円滑化。そのための処方策を検討することを一つ目に上げている。金融庁における企業開示制度見直しへ向けた検討の動き等を踏まえつつ、ワーキング・グループとしての議論を早期に着手したいということでございます。

2番目が優先的に検討すべき項目の第2で、「4.容積率の緩和・区分所有法における決議要件の緩和」である。震災時における災害の防止、人命の保護、経済活性化に向けた内需拡大の観点から、老朽化の進む商業施設、集合住宅等のインフラを良質なものとする。あわせて金の動きを活発化して、デフレ脱却につなげようとするものである。

なお、新たな項目として「7.経済社会、技術進歩の動向等を踏まえた安全性に係る規制の合理化」を挙げております。国民の安全性の確保のために、よかれと思ってつくった

規制が実は IT 化、グローバル化等の経済社会の変化や急速な技術進歩についていけず、国民の利便性の確保やベンチャー企業による新規性の高い事業展開の障害となり、ひいては本来の規制目的であったはずの安全性の確保の観点からも実効的な効果をもたらしていないというものはないだろうか。

そこで、これまで当ワーキング・グループの検討すべき項目の例として掲げられていたものの中にも、そうしたものの例として整理できるものがある。また、そうでなく、掲げられていなかった規制にも同様の問題がある。具体的な例としては、新規化学物質の審査制度、産業用ロボットに関する規制等を挙げているが、こうしたものを皮切りに似たような問題を洗い出し、関係省庁、関係者からのヒアリングを行っていきたいと考えております。

最後に「10. 産業としての農業の競争力の強化」について申し述べたい。農業については当面、産業育成の観点から産業競争力会議で取り上げ、そこでの議論を通じて規制の問題が提起されれば、当会議であります規制改革会議において議論するという基本的な枠組みは理解できる。ただ、6月で全ての検討が終了するわけではないということを踏まえれば、ワーキング・グループとしても産業としての農業の競争力強化を妨げていると考えられる規制の洗い出しなど、ある程度の検討の助走はしておくべきではないかとの意見が強かった、ということでございます。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

各グループの座長及び代理の方から御説明をいただいたとおりでございます。これでいよいよ各ワーキング・グループが具体的な調査・審議に入っていただけることになると思います。項目もかなりございますし、重点的に取り組む優先課題も決まったわけでございますので、委員の皆様方、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

加えて、これも毎回申し上げておりますが、この会議の委員の方はどのワーキング・グループにも参加できますので、時間の調整がつく限り、積極的に御参加いただきたいということを重ねてお願ひ申し上げておきたいと思ひます。

○寺田副大臣 健康・医療ワーキング・グループの方で医療機器の治験前テストの話がされましたが、御承知のとおり、医療機器の輸出入もまだ自由化されておられませんので、是非有用な医療機器の輸入、あるいは日本の最先端の医療機器の輸出についても是非検討項目に加えて、「等」で入っているということなのかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

○翁委員 検討させていただきます。

○岡議長 次に、ワーキング・グループの進行につきましては、座長を中心に各ワーキング・グループにお任せするということが基本でございますが、統一的に決めておいた方がよかろうという事項につきましては、事務局から説明をしてもらいますので、お願ひいたします。

○滝本室長 資料3をお願いいたします。「ワーキング・グループの運営について（案）」でございます。

「1. ワーキング・グループの設置」は、規制改革の主要検討課題について掘り下げた審議を行うため、以下のワーキング・グループを設置する。各ワーキング・グループにおいては、検討課題に即し知見を有する専門委員の参画を得つつ調査審議を進めるということで、四つのワーキング・グループを置くということでございます。

「2. 構成」でございますが、各ワーキング・グループの構成員は別紙のとおりとするという形で、本会議の委員と今後任命いたします専門委員でそれぞれ一覧を作っておりますので、御覧いただきたいと思っております。

各ワーキング・グループには、議長の指名により座長を置く。規制改革会議委員はいずれのワーキング・グループの会議にも参加できるということでございます。

「3. 公表等」でございます。

(1) 座長は、会議終了後速やかに議事概要を作成するものとする。

(2) ワーキング・グループの資料及び議事概要の取り扱いについては、規制改革会議運営規則に準じるものとする。原則公開、一定の制約状況がある場合には非公開とするというものでございます。

(3) 資料及び議事概要については、コンピュータネットワークにより広く国民が入手可能とするよう配慮するものとする。

「4. その他」といたしまして、「以上に定めるものの他、ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、座長がワーキング・グループに諮って決める」。

こういう運営要項にしてはどうかというものでございます。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

ただ今の事務局の説明でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○岡議長 ありがとうございます。

どうぞ。

○長谷川委員 議題が前のところに戻るのですけれども、この際、確認しておきたい。きのうの部会でも議論になった農業です。これは大玉ですから、是非この本会議においても皆さんの御意見を聞いておきたいのですが、産業競争力会議でもって、これについてそれなりの議論をしていると。岡議長も御出席されて、そこで特に規制について係る問題があれば、こちらに下りてくる。こういう立て付けになっているようでございます。

でも、それは理解した上で、昨今の情勢を見ると、この間の日米首脳会談を経て、TPPについても非常に前向きな議論が進んでいるやに聞いております。そうすると例えば TPP とこの農業の問題は非常に密接不可分、裏腹の関係にあると言ってもよいと思っております。例えば TPP において農業を開放するから、考えられる反発も当然出てくるわけけれども、

一方において、農業を例えば輸出産業にして振興していこうとか、産業としてどうやって日本の農業を活発化していこうとか、こういう観点からの議論も TPP がもし進むのであれば、この議論は避けて通ることができないと私は思います。

これはこの会議が設置された当時とは、情勢が今、大きく変わりつつあると思っております。そこで議長あるいは副大臣が2人お見えなので、ここは是非この農業の問題について、どういう構え方でこれから議論をしていったらよいのか。改めて見解をお聞きしたいです。

○岡議長 この件については、稲田大臣とも意見交換をしていますので、これから申し上げることは大臣もほぼ同じだと受け止めていただければと思います。

今、長谷川さんからもお話いただきましたが、御存知のように、産業競争力会議の方で農業の議論がもう始まっております。これからテーマ別会議の中でも突っ込んだ議論が行われます。それを見ながらしっかりと対応していくということを私は競争力会議の中でも申し上げております。どういうタイミングになるか、1カ月後か1週間後か、それは申し上げられないけれども、いずれにしても、そういうタイミングが来たときには、この会議が真正面から受け止めますよと。

具体的には、最優先項目として取り上げてやるのか。または創業等ワーキング・グループで助走でやっている部分を最優先の方に上げてやるのか、あるいは、農業専門のワーキング・グループを作ってそこでやるのか。どちらかだと思っています。どのタイミングでそうなるかについては、産業競争力会議の進捗状況をしっかりと見ながら対応していこうと考えています。

したがって、創業等ワーキング・グループの中で、長谷川さんがおっしゃっていただいたように、助走していただくことは大変結構だなと思っております。

○西村副大臣 副大臣の西村でございます。競争力会議を担当しております。

正に今、岡議長がおっしゃられたとおりでありますし、競争会議で先行的に、新規産業あるいは企業の新陳代謝を図ることと人材雇用の話を先行して、今週、来週あたりに集中的に議論することになっております。

その次に農業と立地競争力、六重苦を含めた、そういう議論をすることになっておりますから、タイミング的には3月下旬から4月初めに集中的に議論をやりますので、その状況を見ながらキャッチボールをしていただく格好になると思います。そこで出された規制に関するものについては、岡議長は両方に入っておりますので、こちらについていただいで、こちらで今おっしゃられたような専門的な議論になるようにしていただくこととなりますから、是非この場でも議論を活発にいただければと思います。

○長谷川委員 分かりました。ありがとうございます。

○岡議長 ありがとうございます。

どうぞ。

○金丸委員 今のところで確認をしたいです。今の話し合っておられた内容と、このワー



キング・グループの検討項目で◎とか○とか付いていますけれども、創業等ワーキング・グループに産業としての農業の競争力の強化で何もついていないので、このままのペーパーが出ると、今、岡議長のおっしゃられた意図が正しく伝わらなくて、この規制改革会議では農業が外れたかのような評価にならないとも限らないので、ここは今のお話ですと◎か何かをつけておいて、助走期間等に関していろいろな準備をしておく方がよろしいのではないかと思ったものですから、いかがでしょうか。

○岡議長 ありがとうございます。

私もそうしたらいいのではないかと思ったときもあるのですが、前回の会議の後の記者会見でも、多分今日の後の記者会見でも金丸さんが御指摘のような質問が飛んでくると思いますが、今のような御説明をすることによって、とにかく最優先項目として取り上げるか、農業のワーキング・グループを作ることになるから、それまでは創業等ワーキング・グループの中の1項目でやるということで御理解してくださいという説明で御理解いただいています。

金丸さんの言うように◎を付けてしまうのも解決策の一つだと思いますが、具体的にどういう形で突っ込んでいくのかということになると、それは助走ではなくなるのかなと。そういう意味で、今、西村副大臣からもございましたけれども、1カ月後くらいには必ずこのテーマが議論に挙がってくることは間違いないと思いますので、そういう形で御了承をいただければと思います。

森下さん、どうぞ。

○森下委員 必ずしも規制改革というは何となく今まではいろいろなものを敵にしているという印象があったのですけれども、そうではなくて、規制改革をすることによって産業力を作るという点では、かなりいろいろな意味で農家の味方になったりする部分もあると思います。例えばその一例として、農作物に対して、日本では今まで機能性は全く表示できていなかった。今回、北海道に特区ができましたけれども、こういう動きを全国的に広げることによって、むしろ日本の作物を輸出するために必要な応援をしてあげると。そういった形を早めに出してあげて、どちらかということ規制改革は常にある人に損をさせるみたいなイメージがありますが、決してそうではないんだということをもっと早めに打ち出した方がいいのではないかと。そうした議論が結構ありました。

その意味では、農業に関して産業競争力という観点から、むしろポジティブな、いろいろな規制緩和をまずやってあげよう。そういった方向性は出してもいいのではないかと。話をかなりしていました。

○岡議長 森下さんのおっしゃるとおりで、創業等ワーキング・グループとしても、「産業としての農業の競争力の強化」という表現になっているわけですね。産業競争力会議の中でも、「強い農業を作ろうとか、魅力のある農業にしようとか、農業を成長産業化しようとか、その中では輸出も含めた、いわゆる6次産業化も目指そう」とか、今言っていることは全部前向きな話です。

それを実現するために、今ある規制をどういう形で改革していったらいいのかということとは、その議論をちょっと進めていくと出てくるだろうと思います。私はそれで十分対応できるのかなと。姿勢としては、今の農業はどこか間違っているぞという入り方よりも、強くするんだ、魅力のあるものにするんだというのが産業競争力会議の中における、ほぼ全員の集約された意見になりつつあって、後は、その具体化をどのように進めようかと。そうすると、それに対応した形で私どもの出番が出てきますので、それでよろしいのかなと思います。

○金丸委員 西村副大臣にむしろお聞きしたいのですけれども、この10番の〇くらいにしておいた方が産業競争力会議との兼ね合いからもいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○西村副大臣 私は今日初めて参加するもので、これまでの規制改革会議の経緯は存じあげないのですけれども、議長はいかがですか。

○岡議長 皆さんからいろいろ意見が出ましたが、預からせてください。皆さんの意見を十分踏まえて、もう一度考えます。必要だったら、また後でやりましょう。

それでは、議題2として、「石炭火力発電に対する環境アセスメント」につきまして、環境省及び経済産業省においでいただきまして、御説明をいただくことになっていきますので、一つよろしく願いいたします。

○経済産業省（鎌形審議官） 環境省総合環境政策局担当の審議官をしております鎌形と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、私どもの方からは資料4をお配りさせていただいております。「環境アセスメント制度について」でございます。

今日の議題で承っているものは、石炭火力発電所に関しての環境アセスメントの考え方の扱い、特にCO2の問題です。それをどう扱っていくかについて、予見可能性という観点から御指摘があるというところに対して、私どもの考え方を述べていくことが求められていると認識してございます。

「基本的考え方」に掲げてございますが、石炭火力発電所について、どういうスタンスで臨んでいるかでございます。一言で言いますと、3Eでございます。ここにございませうように、経済性、エネルギーの安定供給、環境保全。こういった3点を三位一体で考えて、我が国にとってベストの選択をしていく。こういうスタンスのもとに私どもも考えていくということでございます。

産業競争力会議においても議題の一つとして「クリーン・経済的なエネルギーの需給実現」が掲げられてございまして、私たちもこの考え方のもとに立って進めていくということでございます。私どもの石原大臣、あるいは経済産業大臣の茂木大臣にも同様の考え方ということで、私どもに指示をいただいているというところでございます。

その考え方をもとにアセスメントということでございませうけれども、仕組み上は環境アセスメントについて、環境大臣は準備書の段階で御意見を申し上げることが今までの取組でございまして、その意見を経済産業省が勘案した上で審査して、事業者に勧告す

るといような形で、その事業の反映させていく。最終的には電気事業法の工事計画の届出の受理といった段階で反映されていく。こういう形になっているということでございます。

具体的なアセスメントの流れは3ページにお示ししてございます。

その前にアセスメントそのものの性質でございます。御承知のとおり、過去の公害、自然環境の破壊の経験の上で、事業が行われる前に環境に与える影響を見積もっていく。調査・予測・評価していく。その結果を事業に反映させていく。そういうプロセスを組み込むことが環境の保全上重要だという考え方の下に、現在は環境アセスメント法という法律に基づいて実施されているということでございます。

アセスメント制度は一定の数値基準に照らして、これはマルである、これはバツであるという判定していく規制とは少し異なりまして、事業計画、そのもたらす環境への影響を広く示していくことによりまして、地域住民や自治体、関係行政機関がそれぞれにそれを見て、意見を言っていく。そういう意見のやり取りの中で、より質の高い環境配慮を促していく。事業者の自発的取組を促していく。こういう制度だと私どもは考えてございます。

発電所につきましては、特に事業主体が民間主体ということでございますが、民間主体のそれぞれの発電所の個別の事業計画が電力の安定供給という国全体の政策に強い関係を持つということから、通常のアセスメント手続に少し手続が上乘せされるという仕組みがとられてございます。これが3ページの一番上の2行に書いてあるところでございます。

この4月以降に施行されていく部分もございませうけれども、環境配慮の配慮書、方法書、準備書、評価書とそれぞれ手続がございまして、各プロセスにおきまして、住民、自治体あるいは経済産業大臣の意見ないし勧告、そして、配慮書の段階と準備書の段階では経済産業大臣に対して環境大臣が意見を申し上げる。こういうシステムができ上がっているところでございます。

最終的なところでございますが、下の点線の部分の工事計画の認可・届出とございます。ここで環境影響評価、環境アセスメントとの整合性について、経済産業省が審査して、最終的な国の意思が示されている。こういうような流れになっているところでございます。

4ページでございます。かねてから、このアセスメントの手続につきましては、期間の短縮、いわゆる迅速化というお求めがございました。これにつきましてはこれまでも経済産業省さんとよく検討いたしまして、特に環境負荷の低減につながる火力発電所の改善リプレースとか、あるいは風力・地熱発電所、さらには火力発電所の新增設も含めて、従来の手続の質は維持するけれども、迅速化を進めていこうということで検討を行って、昨年11月末には迅速化についての考え方を経済産業省さんと一緒に取りまとめているところでございます。

ここに具体的でございますのは、運用上の努力でまずは国の審査期間を短縮する。4ページ目の①でございます。最大4カ月程度短縮していく。さらに環境アセスメントの調査・予測・評価の簡素化ということで、リプレースに関しましては従前のデータが使えるとか

いうところがございますので、これでもって最大1年程度短縮していくということ。そして、さらに自治体も審査をして意見をいただくというプロセスがございますが、自治体に対しては私どもからは要請という形になりますが、さらなる期間短縮をお願いいたしまして、通常、方法書手続から3年程度かかる行為手続につきましては、1年強～1年半程度まで短縮していく。こういうことを目指すことについての取りまとめを行ったところがございます。

さらにここにはございませんけれども、例えばリプレースの場合、新しいものを作る前に行く、古いものの撤去の工事ですね。こういったものについてのアセスの取り扱い是一部対象外としていくとか、そういうことに関しても取りまとめまして、できるだけアセスメントが迅速化される。そして、供用開始までの期間が短くなるような、そういう努力を積み重ねてきているところでございます。

次に、環境アセスメントについてはどういう観点から、このCO2に関して見ていくかでございます。基本的に経済産業省令に基づきまして、下のかぎ括弧にございますのが経済産業省令の本文でございますけれども、基本的にまず二つの観点でございます。実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避し、低減していくということ。いわゆるベスト・アベイラブル・テクノロジー、BATと言われるところでございます。そういった観点からどうかということ。

そして、国または地方公共団体による環境保全の観点からの施策によって示されている基準または目標。温暖化で言えば、国全体の計画ですね。そういったものに整合して努力がされているかどうか。こういう観点から私どもはアセスメント書について見させていただいて、意見を形成しているところでございます。

この点は特に①について、※で少し書いてございます。実際に工事が行われて、発電所設備が導入されるというのは、アセスの中の審査を行う時点から数年後というところもございまして、現在までのところは私ども環境省では、設備導入時点までの時間的ギャップも踏まえて、将来どうなっているかということも事業者からよくお聞きして審査を行う。こういうような観点に立っているところでございます。

②の国の計画との整合性でございますけれども、アセス対象の発電設備のCO2排出が国の計画の範囲内に収まっているかどうか。その事業者さんが他に所有している火力の廃止とか設備利用率の低下はどうなっているか。あるいは事業者において、小さい発電所から稼働していく取組とか、そういったことについてお聞きしまして、事業者の全体としてCO2の排出が国の計画に整合しているかなどについてお聞きし、確認する中で審査をしていく。こういうような取組をしているところでございます。

6ページ、石炭火力についてでございます。確かに燃料費あるいは安定供給という面で優位性があることは、私どももそのとおりだと思っております。そういう意味で石炭火力の活用を私どもは、はなから否定していることは全くございません。ただ、CO2の排出が多いところをどう考えているかで、ある意味悩みが多いところでございます。

ここにございますように、100 万キロワットというものを想定した場合に、現時点での USC、超々臨界のプラントの場合、CO2 の排出量として年間およそ 550 万トン。これは稼働率 80 パーセントで計算してございますけれども、こういうのに相当するということございます。我が国の排出量の約 0.5 パーセントに相当ということございます。この 0.5 パーセント相当の意味合いございますけれども、温暖化対策で CO2 排出量を削減していくために様々な努力が行われてございます。

特に書いてございませんけれども、例えば全ての家庭の年間消費電力を 5 パーセント削減することをした場合には、CO2 の削減量はおよそ 540 万トンという形になります。そういったところに相当するような量のものが 100 万キロワット当たりでいうと出てくるということございます。ちなみに今、東京電力の 260 万キロワットについて入札が行われてございます。これは燃料種の特等はされていないと認識されてございますが、仮にこれが石炭火力であった場合には 1,300 万トンというような数値になりますので、私どもはこの量をどう考えていくかが課題ございます。

他の燃料種との比較につきましては、下に表ございます。石炭が 1 キロワットアワー当たり 0.78 キログラム、天然ガスは 0.35 キログラムございますので、天然ガスのおよそ 2 倍という原単位での排出になっています。かつ一度稼働いたしますと 40 年、50 年と稼働していくので、私どもはロックイン効果と言ってございますが、長期間にわたって CO2 の排出が固定化していくことになりますので、こういうことをどう考えていくべきかが課題ございます。

次に、国の計画との整合性の観点ございます。2012 年度まで京都議定書目標達成計画ございました。これをもとに電気事業連合会が自主行動計画を定めておりまして、その目標値との整合性について、私どもは事業者からお聞きして審査してきたということございます。ただ、この前提の計画は 2012 年度末で切れるということございます。2013 年度以降の計画につきましては、既に総理から指示ございます。11 月の条約の会議、いわゆる COP19 ございますけれども、そこに向けて、前政権時代に立てられました 25 パーセント削減目標をゼロベースで見直す。こういう指示ございますので、その指示に基づいて検討を進めているところございます。

今後 2020 年に向けて、温室効果ガスの排出の中期目標とか、あるいはそれを達成するための計画を策定していくということございますけれども、CO2 を削減することにつきましては、こういった計画の中で電力業界全体で取り組んでいくようなことを担保するようなスキーム。これはアセスの話とは別ございますが、そういうものが必要なのではないかと考えて、これも経済産業省さんと一緒に検討しているところございますが、そういうものを踏まえて、アセスメントにおいて個別に取組を促していく。こういうことになると考えてございます。

温暖化につきましては大きな目標ございますけれども、今ほど申し上げましたように、中期目標につきましては見直しの作業を始めているところございますが、2050 年に向け

ては、2007年に当時の安倍総理が、世界全体で2050年までに温室効果ガス半減を提案して、その2年後のラクイラ・サミット、当時の麻生総理が御出席されましたけれども、そのときには世界全体の他に、先進国全体として2050年までに80パーセントまたはそれ以上を削減するということが先進国間の合意ということになってございますので、長期的には大幅な削減に向けてやっていく必要がある。こういう中でアセスメントの問題も考えていく必要があるところでございます。

経済産業省さんとの検討でございます。まず、東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議を2月7日に設置いたしまして、検討をしてございます。ただ、ここは東京電力の今回の入札をまずどう対応していくかについての検討を行います。当然に全体として、その他についてもどういう考え方で臨んでいくかも含めて議論をしているところでございます。経産大臣、環境大臣、両大臣の御指示のもとに局長級会議をセットしてやっているということでございます。

ここではもちろん冒頭申し上げたとおりに、いわゆる3E、経済性、エネルギーの安定供給、環境保全ということ三位一体で考えていく。こういう共通認識のもとに議論をしているということでございます。

「検討状況」にございますが、今の需給状況や今後の見通し。そういったものを踏まえて260万キロワットの火力発電所の新增設することの必要性。あるいはそのときのCO2の排出がどういう見通しになるかということ。④、⑤がアセスメントに関係しておりますが、環境アセスメントのCO2の取り扱いということで、いわゆるBATの考え方をどう考えていくか。あるいは「⑤電力事業分野における実効性ある温暖化対策のあり方」でございますが、国全体の計画ができた場合に、どういうふうにそれを電力事業全体として担保していくか。こういうことについて、どうやっていくかを経済産業省さんと今正に検討しているところでございます。引き続き、両大臣の指示のもとで、両省で検討を続けていくということでございます。

私からは以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

経済産業省からお願いします。

○川上審議官 経済産業省の審議官の川上でございます。

基本的には、今、環境省の鎌形審議官から御説明があったとおりでございますけれども、せっかくお時間をいただきましたので、ごく手短かに補足をいたします。私どもから資料5を用意させていただいております。

1ページ、震災後の電源構成の変化を資料として御用意してございます。震災前と震災後を比較いたしますと、ごくごくざっくり申し上げまして、原子力は3割程度あったのが今は数パーセントになっている。石油が数パーセントから20パーセント程度になっている。LNGが3割から5割ぐらいに増加をしている。石炭は約25パーセントで変わっていないというのが、ごくごくざっくりとした状況でございます。

そのような中で3Eの考え方は先ほど御説明があったとおりでございますが、火力発電所は原発の停止によりまして、当面依存が避けられないということでございますので、安定供給や経済効率性を確保する観点から、電源の最適な組み合わせによる電力供給の多様化、燃料調達先の多角化などが重要であると考えておるところでございます。

お時間もございませんので、5ページを御参照いただければと思います。これは燃料価格にだけ若干補足をいたします。現時点の燃料価格は石炭が安いというのはそのとおりでございますが、IEAの将来的に見た予測によりますと、新政策シナリオで2035年と2010年を比較した場合、石炭の価格上昇は約11パーセント、LNGは約30パーセント、原油が約54パーセントという上昇が予測されているということでございます。

私からは以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、今の環境省及び経済産業省からの御説明に対しまして、御質問、御意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。滝さん。

○滝委員 門外漢ですが、この前も発言させていただいたのですけれども、日本の石炭火力発電に関する技術がアメリカや中国と比べてずば抜けて進んでいると認識をいたしまして、アメリカと中国の石炭火力発電を日本の火力発電技術におき変えると日本の炭酸ガス排出量の一年分が削減できるという領域にまで、わが国の石炭火力発電技術は既に達しているといえます。

これは、産業としての非常に大きなテーマであると思います。こういう産業テーマは自分の国で最新のものをやっているという事例があるか無いかで、海外で売れる、売れないが決まります。最近では、少しコストが上がるようですが、全く炭酸ガスが出ないとは言いませんけれども以前に比べると無公害に近くなっている。石炭は地球上に大量にあり、それで無公害ということであれば、非常に安定したエネルギーとして期待できるわけです。

しかも、日本が一番進んでいるということであるならば、国家の炭酸ガス削減目標、COP等のような形の中で、まだ実用化していない技術だから、できないからやりませんというのでは日本の大きな産業を押さえ込んでいるようで非常にもったいない。そのような意味でも、是非こういうアセスメントといえますか、きちんとした実験を行なえる環境を速やかに整えたい。そうすることで、日本が世界に誇れる一番先進の石炭火力発電が、産業項目として大きく飛び上がるのではないかという思いがあります。

○岡議長 ありがとうございます。

今の滝委員の御意見に対して、何かコメントがあれば。

○環境省（鎌形審議官） もちろん私も、御説明の中でも申し上げましたけれども、環境上の要請を応えていくためにできるだけ技術の高いもの、最新のものということで、ベスト・アベイラブル・テクノロジーをやっていただくということが基本のスタンスなので、正におっしゃるとおりのことができるのだと思います。

そのベスト・アベイラブル・テクノロジーはどうやって見ていくのかについて、あいまいであるというような御指摘がございましたので、私どもも今のままで十分だと思いませんので、経済産業省さんと一緒にこれはどうしたら明確にできるかを今正に検討しているところでございます。

○岡議長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。松村さん。

○松村委員 今お話になったベスト・アベイラブル・テクノロジー、BAT ですが、明確にするということはもちろん非常に重要なことですが、明確に、とても商業的にやっていけない高い技術を設定しも、ほとんど意味がないと思います。計画の段階で商用化されているものでベストと言われるのなら、まだ事業者としても対応しようがあると思いますが、計画がかなり進んだ後で後出しじゃんけんのよう、何年か後には商用できるかもしれないような技術をBATと言われても、事業者としては到底対応できないし、それを予想すれば、はなから参入できない。石炭火力が不必要なほど大きなハンディキャップを負うことになります。

今、御指摘になったとおり、日本では石炭火力でも最も進んだ技術を持っている。国内でその優れた発電所を建設するのに大きなハードルがあるということになれば、日本での技術発展にも悪影響を与える可能性は十分あると思います。明確にということはもちろん重要なことですが、合理的で、なおかつ事業者がちゃんと事業ができるような範囲の中で一番いいものにしないと、私は無意味だと思います。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○環境省（鎌形審議官） 御指摘をありがとうございます。正に将来どういうふうに技術が進んでいくかをどう考えるかについても、これも含めて経済産業省さんと御議論をさせていただきたいと考えているところでございます。ですから、明確にという他に合理的というような御指摘もございましたけれども、将来をどう見込むかについては私どもは決めているわけではございませんが、その考え方についても合理的に決めていくということで御議論をさせていただきたいと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 環境省の資料4の5ページの審査の観点で①、②と書いてあるのですが、これは英語にすると何のことが分からないという基準だと思います。日本語にすると何となく分かるのですが、これは英語にしたらほとんど何を言っているかは多分分からない。こういう基準ですので、今の議論で明確化というところが、①のBATの議論で出ているのだと思います。これについては、今、松村先生がおっしゃったような観点が非常に重要。

あと②も、個別のプロジェクトのアセスメントで②が適用されるのが非常に分かりにく



いというか、CO2 に限って議論させていただくと、国の CO2 の目標があって、それが個別のプロジェクトで満たすかどうかというのはあまり関係がなくて、それは国全体の話だということですから、②が本当にいるのかどうか。つまり①で十分ではないかと。逆に予測可能性ということを考えれば、①でそれをカバーすべき。

つまり車を買うときに、この車を買うと CO2 が増えますね、それは駄目ですと言われたのでは当然買えないわけで、それは全体でどうかという目標と、車 1 台とは全然別の話。ですから、私は CO2 がたくさん出るけれども、馬力のある車を買いたいというのであれば、それは買うことはできるわけです。ただ、そこは何らかの SOX とかそういう規制はされている。それはクリアされている。こういうことだと思います。ですから、国全体の基準ということであれば、個別プロジェクトについて CO2 の観点で何かが規制がされるというのは非常に理解しにくい。①で極力それはカバーできるような形が、その予測可能性を高めるのではないかと思います。

細かい話になりますけれども、ここに書いていませんが、今のアセスメントによれば、ある意味では不要と思えるような審査項目もアセスメント項目も入っている。例えば工業地に発電所を作るのに景観についての審査がかかるとか、そういう不要なものがあるので、そういうのは極力絞り込んでいくべきだろうと思いますし、逆に現在より悪くならなければいいというような観点でも極力そういう迅速化、特に今の足元のエネルギー需給を考えれば、それが国益に適うのではないかと思います。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

関連で、寺田副大臣。

○寺田副大臣 今の佐久間委員の観点ともダブるのですけれども、そもそも国策と強い関わりがあるのであれば、エネルギーの安定供給あるいは電力不足への対応という観点から、アセスの一部上乘せでなく、逆にワークロードを減らすべきであると思います。御承知のとおり、行手法は法定で標準の行政処理期間が 4 カ月。これは法定事項ですね。3 年を 1 年半に縮めるということですがけれども、1 年半では相当先になってしまいます。御承知のとおり、裁判所も 23 カ月という標準の一審の期間を 16 カ月というふうに意欲的に取り組んでいるわけで、司法ですら業手法の世界に近づきつつあるわけで、この 1 年半は必ずしも目標として志が低いのではないかと。

また、そもそも規制改革は官と民の非対称性の解消ですから、事業者の努力により期間短縮は論外であります。自治体のところですね。要綱アセス、条例アセスのところは事業者の努力により期間短縮でなく、行政側の努力により短縮をする。こうしないと、これは全く非対称性の解消にならない。当会議の目的に反するというところであります。御所見をお伺いします。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

○環境省（鎌形審議官） まず、アセスメントの審査の観点で、いわゆる②の国の全体の計画への整合という点でございますけれども、電力から排出される CO2、我が国の排出量の3割と非常に大きなものになってございます。先ほど申しましたように100万キロワットの発電所を立てるということになると0.5パーセント相当に、非常に大きなものでございまして、自動車一台一台を購入するという選択とは、またちょっと違った様相の問題だと受け止めてございます。

具体的に国全体の計画ができたときに、それにどうやって整合していくかを判断するのは非常に難しい問題であることは事実だと思います。そこにはいずれにしても国全体としてCO2の排出を減らしていくという要請に答えていかなければいけないわけですから、そういった中で電力業界全体として、どうやって減らしていくことが適切であり可能であるか。これは経済産業省さんとも一緒によく考えていかなければいけない話でございますが、できればその枠組みに照らしてどうかというような判断をしていくことが必要になると思いますので、①だけで全て終わりということではなくて、CO2全体を国全体で管理する。そして、電力業界全体のある目標を持ってやっていくことをどうやって担保するかは、私どもとしては必要な観点だと考えてございます。

アセスの項目については、後ほど担当の方からお話いたします。

手続の短縮化でございます。アセスメントの手続自体は何段階かのプロセスがございまずるので、3ページにもございますように、まず事業計画が固まる前の段階で環境配慮書という形で、どういう環境上の観点が必要かをお示しいただいて、それについて様々なところから御意見をいただくプロセス。方法書というのは、実際にどういう調査を行って、どういう環境項目について評価を行うのか。そのやり方についてお示しいただいて、そこで意見を求めるプロセス。準備書という形で一旦、事業者において調査、予測評価をまとめた結果をお示しいただいて、関係者の意見を求めるプロセス。

その上でまとめて評価書というプロセスになりますので、一連の手続ではありますけれども、単発の手続ではないということでございます。ただ、その一つ一つのものは私どもとしては頑張って短縮していく。こういうことは努力していきたいと考えてございます。

事業者の努力ということでございますけれども、もちろん行政側の努力でしっかりやっていくというところでございます。事業者におきましても努力があればいいなというところで書いているところでございます。御指摘につきまして、私どもとしても扱いについてはよく検討したいと思っております。

○寺田副大臣 国策との関係はどうか。

○環境省（鎌形審議官） 上乘せのところでございますね。これはどちらかというところ、経済産業省さんからお答えいただいた方がいいですか。

○ 村上電力安全課長 発電だけがこのような形で特例の手続にしているわけでございますけれども、これは手続の初期の段階から国が関与することによって円滑にこのアセスメント手続を進めるという目的で、むしろ促進の目的で上乘せをしていると理解をしております。

ます。

○岡議長 お願いします。

○上杉環境影響評価課長 佐久間委員から後段の御指摘の部分でございます。不要な項目があるのではないかと御指摘がございました。アセスメントの中では、この手続の流れで申しますと、方法書に評価項目手法の選定と書いてございます。これは事業を進める事業者のサイドで、不要と思うものについては当然選定をしなくていいというケースがございます。今、御指摘がありましたように、例えば工業専用地域で景観についてあまり目立たないということであれば、確かに選択をしないということは十分可能なような仕組みになってございます。

今、取組を進めておりますのは、例えばリプレースの場合ですと、これは促進をしたいということもございまして、ガイドラインを示しております。その中で選択をしなくていいような項目ができるだけ分かるような、そういうガイドラインを事業者の方に示させていただいております。そういう意味で割と迅速にできるように、我々としても側面的にいろいろな形でお示しをしながらやっていきたいと考えております。

○岡議長 よろしいですか。どうぞ。

○佐久間委員 今のお話はありがとうございます。このアセスメントの観点で②が、今お話を聞いている限りでやはりよく分からないというか、個別プロジェクトにおいて①が何らかの形でクリアされていても、国の全体の基準、実施状況に応じては、ここの達成に努めていないと見られてしまう。正にそこが非常に予測可能性がない。

私がつまらない例で車のことを言ったので、車とは違うということですが、1万台の非常に燃費の悪い車を買うということをやったとしても、別にそれがCO2の規制との関係で何か規制がかかるわけではないわけです。本当にそういうCO2を出すような車が大量に出たときには、目標の達成には影響がある。ただ、それは別に全体の中で吸収する。こういう問題ですので、やはり②がちょっとよく分からないのですが、具体的にはどういう基準になるのでしょうか。

○岡議長 どうぞ。

○環境省（鎌形審議官） 正に全体の中で吸収するというをおっしゃいましたが、どういうふうにして全体の中で吸収していくのが非常に大きな課題であり、難しい問題でもあると思います。これからの計画をどう作っていくかというのは、正に各省で議論をしていかなければいけないところでございますけれども、京都議定書目標達成計画であれば、部門ごとにとどれくらいのCO2の排出をしようかという目標をつくり、そういう中では電力は大体これくらいの排出量になるという一つの大きな目標ができるわけです。そういうものがあって、かつ電気事業連合会さんの方で実施行動計画でもって、そこをどう達成していくかというような目標もあるわけです。それは個社のところは個社でそれぞれお考えで、私どもに個社の目標はお示しいただいてはいませんが、そこは個社でいろいろお考えで、その達成のために努力をしているのだということを今までもアセスメントのプ

プロセスでもお示しいただいてきたわけです。そういうところで整合性を見ていくというプロセスがございました。

これからの計画の中にどうやっていくかはありませんけれども、いずれにしても個々の社が発電所を建設して、全体として量を超えないことをどう担保していくかは、国として取り組んでいかなければならないことですので、もしそういう仕組みができれば、それを個社にどういうふうに促していくかについても経産省さんとよく相談していきたいと思えます。具体的なことについては、これから検討しなければいけないと思えます。

○岡議長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。お願いします。

○安念委員 今日の環境省さんのレジュメの5ページ、それこそ今、佐久間委員からあった①と②ですが、この②の部分は、発電所省令の14条1項の後段の部分をそのままピックアップしておられるわけですね。

○環境省（鎌形審議官） はい。

○安念委員 この場合、「国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標」とありますが、この「基準又は目標」はどの範囲のものを含むのでしょうか。それについて別に定められている法令はあるのですか。それとも直に基準または目標というこの文言を解釈して、これとこれというふうになるのでしょうか。

○岡議長 お願いします。

○村上電力安全課長 これは経産省の省令でございますが、基本的なアセスメントに係るいろいろな事業は全て共通の同じような省令があるわけでございます。基準と書いてありますところについては、これはいわゆる環境基準や大気汚染防止法の排出基準とか、そういったものが相当するものでございまして、目標というのは先ほどお話がありましたように、地球環境問題の削減目標のようなものが該当すると考えてございます。

○安念委員 考えておられるのはいいのだけれども、マクロのレベルの目標のことを言うという根拠はどこにあるのですか。他の法令での用例がそうだからということですか。

○環境省（鎌形審議官） 私どもとしては、解釈上の問題だと思っています。

○安念委員 解釈を変えることは当然可能ですね。

○環境省（鎌形審議官） それはアセスメントの役割というものを環境保全政策の中にもう位置づけるかというところの議論との関連だと思っています。私どもとしては、温暖化問題は地域の公害問題と異なって地球全体で考えて、日本の場合は日本の目標を持って、日本全体で考えるという仕組みになっているわけございまして、それをどう担保するというところは、環境保全政策上の要請だと思っています。そこが環境目標だと思うので、その目標もここに入れているというのが私どもの今の考え方でございます。それを変えるというのであれば、今、私どもが申し上げたような温暖化対策に対する考え方をもう一回見直す必要があると思えますが、今はそういう予定はございません。

○安念委員 分かりました。

○岡議長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。どうぞ。

○松村委員 世界で、超々臨界のような非常に優れた技術であるのにもかかわらず、今現在環境上の問題でその建設が極めて難しい国は他にあるのでしょうか。他の国の状況を教えてください。

○岡議長 お願いいたします。

○環境省（鎌形審議官） 個別の施設を設置する、しないについては、各国で法令の基準が違ふと思いますけれども、アセスメントという中では、実は設置そのものを認める、認めないというよりは、環境面でどういう問題があるのかを示していただいてという形になっております。これは各国も同じだと思います。例えば個別の大気汚染防止の基準をどう満たすかといった意味での許可をとっていく。あるいは電気事業法に基づく工事許可をとるといふような。

○松村委員 CO2 以外の問題で、日本の超々臨界の発電に引かかるなどという可能性はないと思うので、議論を拡散させないで二酸化炭素のことだけでお願いします。

○上杉環境影響評価課長 これは各国全部の事情を承知しているわけではありませんけれども、例えば基準を設けているような例ということではありますと、アセスの制度の枠外ということではございますが、例えばアメリカですとクリーンアクトに基づいて、新規の発電所についての CO2 の排出基準を提案する予定とは聞いております。これは結構厳しいものでございまして、2万5,000キロワット以上の化石燃料を使用するような発電所が対象になるということで、排出基準自体は CO2 の数値でいいますと 0.45 キログラムということで、これは石炭火力に例えると大変厳しい数字だと思いますが、これが提案されるような方向で検討されているとは聞いてございます。

○岡議長 ありがとうございます。

松村さん、よろしいですか。

○松村委員 今の米国の話は、米国でのガス価格が十分下がってからでできた、これからされるかもしれ規制に過ぎない。米国はガスの価格が極端に下がっていて、石炭の新設など考えられないという国なら、そういうことを提案して実害は何もないのでしょうか、我が国において、それをやったらどんな実害があるのかは、経産省さんと相談の上でもう少しお考えください。

○岡議長 ただ今のは意見だったと思います。

佐久間さん。

○佐久間委員 今のお話をありがとうございます。今までの話を聞いていると、「国全体の目標の達成に努めているか」について、正にこの目標が CO2 の国としての削減の目標としたときに、計画段階にせよ、その当時 CO2 の排出を最も抑えられる実機化された技術でコマーシャリーに入手できるもの、これを使ったとすれば、当然その目標の達成に最大限努めているということになるのだろうというのが私の常識的な理解です。そのときに、そ

れ以上達成に努めているということは何を求めるのかが分からないというのが、さっきからの疑問でありますので、その点はいかがでしょうか。

○環境省（鎌形審議官） その発電所の建設自体によって国全体の電力のCO2排出が増える方向に行く場面があったと想定した場合に、それはどこかで埋め合わせをしていかなければCO2の量は減っていきません。そういうものをどう担保していくかという仕組みが必要なのではないかと考えてございます。個社の努力も限りがあるかもしれませんが、それを全体として減らしていくシステムを考えて、かつ、その中で個社の振る舞いを促していくにはどうしたらいいか。そこは正にこれから検討しなければいけないことだと思っております。

○安念委員 随分奇妙なシステムだと思われませんか。私の制度の理解が間違っていたら教えていただきたいけれども、例えば電力業界というか発電所全体でCO2排出可能枠みたいなものが仮にあるとして、それが100だとします。既にあまり効率の良くない、つまり煙がもくもく出る発電所で98まで満たしていたとする。あと残りは2しかない。非常に高効率の機械を作ったけれども、実はその発電所は5を出してしまう。そうすると結局100の総枠を埋めてしまうので環境に配慮していないということになる。もしそうだとすると、実は高効率の機器を開発することに対して、むしろディスインセンティブになるのではないかとおられるのですが、私の制度の理解が間違っていますか。

○環境省（鎌形審議官） 今、具体的にそこを管理する仕組みができ上がっていないので、申し訳ありません。そういう意味ではお示しできていないですけれども、そういう場合を想定した場合に、98がもくもくであって、あと5をプラスしたときに単純に98がそのままであるということでもいいシステムであれば、そうなりますけれども、やはり全体として100よりも下げていこうというようなことをやるには、98のところにも努力をいただく必要があるかと思えます。そういう意味で5をプラスするところだけの努力ではないかもしれませんが、そういうシステムがなければ、CO2を量として下げていくのは難しいのではないかと考えています。やり方はこうだというのは、今あるわけではありません。

○岡議長 滝さん、どうぞ。

○滝委員 このCO2排出の問題は地球の問題です。アメリカとか中国で減って、日本でもということで、トータルで減ればいいわけです。そういう意味でも非常におかしいと思っています。実は先進の技術が育って日本が一番進んでいるわけで、それをもっと進んだものにするだけで、たとえばアメリカにどんどん輸出できる新規産業にもなります。地球上でのトータルの炭酸ガス排出量は減る方向にあるのに、国内では今までの流れがあって103になってしまうからということになる。産業化する、日本の優秀な企業をもっと優秀に育てるという意味ではもったいないという気がしています。非常に進んだ人たちが中国に呼ばれたり、アメリカに呼ばれたりして、日本の研究者が外に流失してしまう。炭酸ガス排出量の問題は、地球上で減らすというルールもあります。そういう意味で、どうしてもこの話はぴんと来ないです。

○岡議長 コメントはございますか。

○環境省（鎌形審議官） もちろん地球全体の問題ということだと思っております。そういう意味で他国、例えば途上国での努力を日本が支援して、その削減分を日本の努力として認めてもらう。こういうことについても私どもは取り組んでいるところでございます。地球全体でやっていくことは、私どもの大きなスタンスでございます。

○岡議長 森下さん。

○森下委員 素人なのでごく単純にお聞きします。先ほどの安念先生のお話を聞いていると、5のものを作ろうと思えば10の古い施設をつぶせば、二つ作っていいということですか。そういう話になると思います。要するにスクラップ・アンド・ビルドさえすれば、すぐに作ってもいいという理解でいいですか。

○環境省（鎌形審議官） 仮定の話で大変恐縮ですけれども、今のままの総量を安定化させていこうと、変えないということであれば、今のような10つぶして5を二つ作るというので目標を担保すると。そのための仕組みを作ることは考えられるかと思えます。ただ、CO2の問題に関しては、下げていくところに難しい問題があるわけでございます。

○森下委員 でも、同じ話で10をつぶして4を二つ作れば、2が減るのではないですか。どんどんスクラップ・アンド・ビルドをして早く作ることは、環境省は全然問題がないと考えられていますか。

○環境省（鎌形審議官） 規制の前提の目標があって、それが担保できるということであれば、それはリプレースしていったって、いいものでどんどん効率がよくなることについては、私どもはいいことだと思います。

○森下委員 普通に考えたら、そういう仕組みをつくられたらいいのではないかと思いますけれども、違いますか。産業界は、そういう発想で皆さんが動かれていると思います。

○米谷総務課長 ですから、安念先生がおっしゃったように、98の古い形のものがあるって、新しいものを5作る。そうすると今、森下先生が言われたように、古いものをつぶして、効率のいいもので代替していくとCO2も下がるし、コスト的にも下がっていく。それはいい方法だと我々も思っております。

○森下委員 例えば100万キロワットほどのくらいのサイズの石炭火力発電所ですか。これを一つ作ると0.5パーセント増えるから大変だ、みたいな説明でしたけれども、これを一つ作るためには既存のものを一つくらいつぶせば、もう行けるような話ですか。電力会社の方もコストの掛かるものをつぶして、コストのかからない方に変えたいと思います。要するにそれを促進するように制度を変えられたらいいのではないですか。

○環境省（鎌形審議官） 少なくとも同じ能力でリプレースをすれば、CO2は当然下がるということになります。まず同じCO2だったら、逆にもう少し能力の高いものを建てられることになるかと思えます。

○森下委員 新聞報道だったかは分かりませんが、古いものは故障も多くて、実際上はそんなに発電できていないところも出ていますよね。そういうのを促すような制度に

変えられたらいかがですか。

○環境省（鎌形審議官） おっしゃるとおりだと思います。

○米谷総務課長 ですから、説明の中でも改善リプレースを進めるべくやっているという説明をさせていただいたと思います。

○松村委員 リプレースメントについては、アセスの改善をしていることは十分承知しております。ただ、その発想があまりにも非効率的過ぎるのではないかということをお私思っております。例えばある事業者が大阪湾にある石炭火力発電所を仮につぶしたとして、同じところにより高効率の石炭火力発電所をつくります。そのときには当然二酸化炭素の量も減るわけですから、こういうものについては手続きを簡素化しています。

だから、それは対応していますということだと思います。これは完全に地域独占で電事連に属する一般電気事業者が全ての電気を作っているとか、そういう状況ならともかくとして、今現在でもそのような粗雑な発想では困る。そういうことをしたら今現在大量に古い石炭火力発電所を持っているところは簡単に火力発電所を作れるけれども、そうでないところは新たに入れないという、妙な参入障壁を作って既得権益を守ることになってしまうわけです。リプレースメントはちょっと改善しました、これで大きな前進ですなどと言われたら困るので、全体のシステムをちゃんと合理的にして欲しいということをお私たちは強く願っているわけです。

今までの取組を全て駄目だったと言うつもりはないです。前進ではあるかもしれませんが、そんなところで満足していないということは、まず御理解ください。さらに先ほどからずっと電事連が、電事連とのこういう関係でという説明がありますが、そういう形でやっていける時代ではないというのは既に説明したとおり。全体に効率的なシステムを作っていかなければいけないところで知恵を絞って欲しい。従来の発想の延長のままで、ちょっと改善しましたというのでは困ります。

全体の枠組みの中で、98の悪いところで放っておくのは良くないという問題意識は分かった。この枠組みを合理化する仕組みがあれば、新規の部分も改善できるということをおっしゃっているわけですが、そこを合理化する時間は今までだった十分あった。それをやってこなかったツケを民間事業者に負わせるのかと。これから私たちはちゃんとそのルールを整備しますから、整備した後では別のシステムにしますというならともかくとして、現在でものすごく不透明で不合理な状況の制度設計を漠然と維持することによって、役所側が怠っていた責任を民間事業者に全部負わせるつもりですか。もう一度ちゃんと考えていただきたいと思います。

以上です。

○岡議長 何かコメントをいただけますか。

○環境省（鎌形審議官） いずれにいたしましても、仕組みの作り方も含めて、経済産業省さんと一生懸命考えていきたいと思っております。

○岡議長 他にいかがですか。時間が予定を過ぎていますが、大変重要なテーマでござい



ますから、両省の皆さんにもうちょっといていただいてもよろしいのですが。

よろしいですか。今日、各委員から御質問及び意見を出させていただきました。私自身は環境省、経済産業省の御説明をお聞きして、非常に前向きに御検討いただいているという印象を受けましたけれども、確かに地球規模のCO<sub>2</sub>の問題があり、その中における日本の役割といたしますか、責任があり、そういう前提のもとでの3Eで、電力の経済性あるいは安定性、環境問題、これをバランスよく解決していくことは論をまたないと思います。今までどちらかという日本は優等生で積極的に地球温暖化対策に取り組んできたと思っております。これからもできるだけそうした方がいいとは思っておりますが、一つ大きな変化として、福島の第一原子力発電所の事故があります。正確な数字は忘れましたが、原発を将来は54基から70か80に増やして、クリーンエネルギーを増やした分、火力の分を減らしていこうという大きな方向性があった中で、今回の福島の事故が起きて、残念ながら70、80どころではなくて、54をどう減らすかというすごく大きな環境変化だったわけです。この環境変化は当然御検討いただいているとは思いますが、これがあるので、こちらだけ変えなかったら成り立たないわけでごさいます。

そういう中で、残念ながら再生エネルギーではどう考えても向こう10年やそこらで全体の半分などはとてもできないわけですから、そうすると、ある程度は火力発電所をつなぎで使わざるを得ないと思います。そのときに火力だったら石炭か石油かガスしかないわけでごさいますので、ここでまた経済性も考えながら、環境性も考えながら、バランスを見ていくしかないのだろうと思います。よく言われるように、去年はガスで増やしたために経常収支が3兆円も悪化したという大変な問題が起きている。

これからのガスの値段がどうなるかは別ですけれども、いずれにせよ石炭を使わない手はないわけで、先ほど来、何人かの委員がおっしゃっていますけれども、日本の超々臨界の技術は世界一でありますから、その世界一の技術を持った石炭火力を可能な限り使っていて、つなぎとして火力を見ていかなければしょうがないだろうと。原子力発電を70、80に戻すという大きな政府の方針が出れば別でしょうけれども、なかなかそれも難しいでしょうと。

もう一つは、地球規模のCO<sub>2</sub>に対する基本的スタンスには賛成ですけれども、COP17、18でまとまっていないということは、それぞれの国々が自分の国の都合といたしますか、事情があつてまとまっていないわけであります。確かに日本政府が2050年に何十パーセントと出したことも事実ですけれども、それがあつたからというのではあまりにもそれにステイックし過ぎなのかなと。世界情勢も見ながら、その辺も少し考えていく。もちろん環境省の皆さんからすると、政府が早くそれを出してくれたらやりやすいということなのかもしれませんが、そんな形で是非この3Eのバランスについて、今の大きな環境変化の中でもう一度、大変進んだ最先端基準である高効率の石炭火力発電所の位置付けをもう少しポジティブに受け止めて、対応していただけたらありがたい。

両省で御検討いただいている5項目はあのとおりだと思しますので、できればスピード

アップしていただいて、電力の安定供給を確保し、経済性も確保し、あとはCO2のところをどう頑張るのかと。各家庭で5パーセント削減するというのは、省エネ技術もどんどん進んでいますので、その辺のことも加味してトータルでは是非御検討をいただきたいと思えます。

今日は大変お忙しいところ来ていただき、よく御説明いただいて理解もできましたが、今日の委員の皆さんからの意見も踏まえていただいて、スピードアップあるいは改善の方法があれば、両省で御検討いただきたいと思えます。

この案件は規制改革会議の最優先項目の四つのうちのひとつという形で取り上げさせていただいておりますので、今日こういう形でお出でいただいたわけですが、状況を見ながら、またお時間をいただいて、そのときの検討状況等々の御説明をお願いすることになるかと思えます。その節は一つよろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

(環境省、経済産業省退室)

○岡議長 それでは、時間が押しておりますが、次の議題3「一般用医薬品のインターネット等販売規制に関する規制改革会議の見解について」に入りたいと思えます。

前回の議論を踏まえまして、まず事務局の方で整理、取りまとめました規制改革会議の見解を事務局から説明させていただきます。お願いします。

○中野企画官 資料6を御覧ください。今、議長からもお話がございましたように、全体の会議が2月25日にございましたが、厚生労働省からのヒアリングを踏まえまして、議長から事務局に当会議としての見解の素案を取りまとめるように御指示がございましたので、先般の安全委員からの御提出資料も参考にさせていただきながら、議長、議長代理等に御相談の上、御用意させていただいたペーパーになります。こちらを読み上げさせていただきます。

一般用医薬品のインターネット等販売規制に関する規制改革会議の見解

○ 一般用医薬品のインターネット等販売については、これを広く認めることにより、店頭で購入することが出来ない消費者など国民が自らの判断で選択肢を広げることのできる環境を実現し、その利便性を高めるとともに、インターネットや店頭といった販売形態の別に関わらず、安全性を確保することが重要である。

○ 第3回規制改革会議では、厚生労働省から、本問題に対する検討状況の報告を受けたが、省内に設置された「一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会」で議論が重ねられている段階であり、現状、今後の対応の方向性は必ずしも明らかになっていない。

○ 本問題に係る最高裁判決が出されて以降、様々な主体によるインターネット等販売が事実上行われている。このため、規制改革会議としては、最高裁の指摘も踏まえ、早急に、

・インターネット等で全ての一般用医薬品の販売を可能とするルール整備を行うこと

・その際、それぞれの販売形態の特性や、業界の自主的なガイドラインも踏まえ、安全性を適切に確保する仕組みを設けること

・これら制度的枠組みを設ける時期を明示することを政府に対して強く求めたい。

○ なお、規制改革会議は、一般用医薬品のインターネット等販売規制について、特に緊急性・重要性の高い最優先案件として取り組んでいる。今後とも、厚生労働省における検討の進展状況を注意深くフォローアップしていくこととしたい。

以上でございます。

なお、本日御欠席の大田議長代理より、本件にかかわります御意見をコメントで頂戴いたしております。資料セットの一番後ろについてでございます。こちらも御参照をいただきながら御議論をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、早速、意見交換に入りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○長谷川委員 事務局に説明していただきたいのですが、○の三つ目の「インターネット等で全ての一般用医薬品の販売を可能とするルール整備」とありますが、具体的にはどういうことをイメージしたらいいのでしょうか。

○岡議長 事務局の方からよろしいですか。

○中原参事官 お答え申し上げます。基本的に1類、2類、3類の区別なく、一般用医薬品の販売を可能とすることを前提としまして、一定の安全性を適切に確保する仕組みを何らか、どういう形になるかは分かりませんが、現在の薬事法の規定の中に設けることによって、適切なルール整備を行うという趣旨でございます。

○長谷川委員 そのことは2ポツ目に書いてあるので、1ポツ目と2ポツ目は同じことを言っているということでしょうか。

○中原参事官 1ポツ目におきましては、まずもって現在、従前はインターネットの販売が省令で禁止されていたわけですが、全てのものについて可能にするのだという前提を記載させていただいた上でその次に、しかしながら、安全性の確保については忘れてはならないことだということがこの会議でもございましたので、その点を新たに2番目として指摘をさせていただいているということで、記載をさせていただいております重みが違うかなと思っております。

○岡議長 長谷川さんの御質問は、この「ルール整備」という言葉のところを質問されていると理解しているのですが、要するに3項目ここに書いてありますが、第1項目は「全ての一般用医薬品の販売を可能とすること」で言い切っても同じことですか。あるいはこの「ルール整備」という言葉が必要なのですか。

○大崎委員 遅れてきて大変失礼いたしました。この議論には間に合ったので発言をしたのですが、私も「ルール整備」という表現に疑問を感じました。逆に言えば、一般用医

薬品を現状のようにインターネットで自由に販売することに何か問題があるという認識なのかどうかということだと思います。私は正直なところ個人的な意見としては、あくまでも一般用医薬品と限定がついているわけですから、何ら問題はないと感じております。したがって、「ルール整備」が正直なところ、よく分からないという気がいたします。

○岡議長 事務局、どうですか。

○中原参事官 まず最初に、「ルール整備」ということにおきましては、従前、省令で禁止されていたという価値判断のもとにできたもの。最高裁判決が出る前に省令で禁止がされていたものが、最高裁判決が出ましたので、言葉が適切かどうかは分かりませんが、無法地帯といいますか、どういう状況か分からない状況にあるところについて一定の、例えば議論した結果として、この点について何か手当はやめておきましょうというような大崎先生のおっしゃるようなことだって、それは言わば何もしないという意味での「ルール整備」ですし、そういう価値判断に立てば、それは「ルール整備」でございまして、現在、政府としては省令で禁止をするのだということがあった前提で、それが最高裁で司法府から駄目と言われた状態で、そのところについて行政府としてどう対応しますかということについては、それは一定の提言を持たなければいけない。

そういう意味で、厚生労働省で検討会をやっていることではないかという意味において御理解を賜るのが、意味においてはよろしいのではないかと差し当たり考えております。

○長谷川委員 私はメディアの人間なのではっきり申し上げるけれども、そういうふうには受け止めないです。「ルール整備」と書かれたら別の省令を作るのかと記者は受け止めますし、このペーパーをこのまま記者に出したら、「ルール整備」の中身は何だと、私が言った質問が必ず出ます。そのお答えが2ポツ目の「安全性を適切に確保する仕組みを設けること」なのだと思われれば、1ポツ目は別に何も言っていないということと同じではないですか。

○岡議長 どうぞ。

○羽深次長 今、中原が申し上げましたけれども、大事なことは、今あるルールが判決で否定されているわけです。そういう意味では無法地帯になっているので、まずルールを作ることが大事なのではないかと考えました。

○岡議長 大崎さん、お願いします。

○大崎委員 私は率直に言って、無法地帯という認識がよく分かりません。つまりインターネットでいろいろなものが売られていますね。そのインターネットで売るに際して、インターネットで売るに当たっての特別な何らかの規制が課されているものもあるかもしれませんが、大概のものについてはインターネットで売っても普通に売っても同じように、民法のルールから始まって、ルールの適用を受けているということではないかと思えます。私はごく普通に薬局で買えるような売薬を薬局で買うときとインターネットで買うときとで違うルールをつくらなければいけないということがよく理解できません。

○森下委員 これは結局、第2類は問題なくて、やはり1類が一番問題だと思います。厚

労省はどちらかというと反対役というよりも調整役になっているところで、全面解禁に対して薬害被害の患者さんとかいろいろな方から反対意見があるのも事実です。この制度の一番もとになっている部分として、1類は対面販売、薬剤師さんがいて販売するというもとの許可をされて1類という分類をされています。ところが今回は何もない条件になってしまうと、本来の前提があって1類に入ったという条件がなくなっているのです。そここのところは議論をしないと、すぐに野放し状態での販売ではないかというどうしても批判が出てしまう。

○岡議長 鶴さん、どうぞ。

○鶴委員 この整備という言葉が何となくよく分からないという不透明感があるのだと思います。可能とするルールにすること、その際と言って、ルールにするけれども、要はこういうところを気をつけてと。これにしたなら何か問題は出ますかというのを伺いたいです。

○岡議長 事務局、いかがですか。

○中原参事官 もし御指摘の趣旨でよろしければ、特段問題はないかと存じます。

○安念委員 それは我々が自分たちの責任で決めることだから、中原さんを責めてもしようがないので、それで私もいいのではないかと思います。まず1は、とにかく解禁しましょう。2はその際、こういうルールにしましょう。3は、時期を切りましょうということ、すっきりするという意味でいいのではないかという気がします。全く無ルールでいいという人は多分いない。特に第1類はもともと処方薬だったものをスイッチさせたものだから、まるっきり無法でいいと考えている人は多分いないので、それは2番目の○で面倒を見るということ。ただし、その中身はまだ全然何とも言えないわけだから、そういう整理ですっきりさせた方がいいかもしれません。

○長谷川委員 こだわるようですけれども、ルールという言葉には私もとても抵抗がある。大崎先生もそのようです。そうであれば、例えば百歩譲って、「可能とする枠組みにする」とかね。ルールというのはちょっと違うと思います。

○安念委員 私が聞き間違えたのかもしれないけれども、1ポツ目は「可能とすること」と言い切ってしまうと、私はそういうことだと思ったものですから、間違っていたらごめんなさい。

○岡議長 よろしいですか。もともと事務局が考えていることと長谷川さんや他の委員が言っていることは同じことだが、表現の問題で誤解を与えたりしているようなので、一番シンプルに「可能とする」とする。

○羽深次長 このルールというのは最初に申し上げましたように、今は何もないから、厚生労働省の方でも時間がかかるようなことを言っているのです。まずルールを早く作れということを強調しようというところに入れたのですが、今の御議論ですと確かに2ポツのところ「確保する仕組みを設ける」と書いてありますから、最初に可能とすと言い切った、仕組みは仕組みでちゃんと作るということで整理できると思いますので、「可能とす

る。」でよろしいと思います。失礼しました。

○岡議長 金丸さん。

○金丸委員 1番目のポツは今の皆さんの御意見どおりで「可能とする」で切っていていいと思います。次のところも確認したいのですが、「それぞれの販売形態の特性や、業界の自主的なガイドラインも踏まえて」はまだいいとしても、次の「安全性を適切に確保する」というこの安全性が要するに従来の発想だと、対面は安全でインターネットはあたかも危険ということがあったので、ここは双方イコールフットイングというか、そういうことではないですね。対面だけが安全ということではなくということを是非確認しておきたいと思いました。

○岡議長 この文章でそういうことを言っているという理解でよろしいですね。

○中原参事官 はい。

○岡議長 差があるというのはどこにも書いていないからね。どうぞ。

○浦野委員 同じような意見ですが、要するにここで問題にしているのは、副作用があるかもしれないということをきちんと個人として考えていくということですね。これは金融商品と全く一緒に、信託商品を買うときにいちいち、私などでも30分以上の時間を聞かないと売ってくれないわけです。インターネットでも何回もボタンを押して説明を聞きました、オーケーですということを対面販売でも同じにやっていけばという理解だと思います。繰り返しになりますが、1番は言い切りの形で進んでいきたいと思います。

○岡議長 今までの議論は見解の真ん中のところに集中しているが、一番最初のパラグラフの、「国民が自らの判断で選択肢を広げることのできる環境を実現し、その利便性を高めるとともに、インターネットや店頭といった販売形態の別にかかわらず、安全性を確保することは重要である」という基本的考え方も一緒に見解として発表するというのを御理解いただきたいと付け加えさせていただきます。

他にいかがでしょうか。どうぞ。

○佐久間委員 この見解のペーパーの文言の修正ではありませんが、理解の確認という点です。今、御議論していただいたポツの一番下の「これら制度的枠組みを設ける時期を明示すること」、この時期というのは最高裁判決が1月に出たわけですから、その後から5年後、3年後といったような時期では当然なくて、常識的に考えれば1年とか遅くとも年内とか、そういう時間軸だという理解でよろしいでしょうか。確認でございます。

○岡議長 私も確たるアイデアを持っていませんが、早い方がいいと思っていますので、もしもここに時期を明示することが必要だと多くの委員が言われるのであれば、それを議論したらいいと思いますが、これはできるだけ早くという思いが入っているのでしょうか。私はそう思っていますけれども、どうぞ。

○滝本室長 そういう思いも入っておりますし、厚労省の方もいたずらに結論を出すのを延ばすようなつもりは全くないと言っておりますので、厚労省の方に判断させれば、当然、国民の社会的な良識に照らして、非常識な時期を公表するようなことは恐らく考えられま

せんので、そこはこちらが何の根拠もなく8月とか1年とかいうよりも、むしろ厚労省の方に判断を任せられた方がよろしいのではなかろうかということで、時期を明示することと言えば、それでもう十分ではないかと、そのような判断をいたしました。

○岡議長 どうぞ。

○鶴委員 この大田議長代理が御提出された資料の確認ですけれども、厚労省の回答というのは厚労省自身が基本的にインターネットを通じて販売することはいろいろな諸外国で認められていると。もちろん、ここに書かれているように各店舗が団体から発行されているロゴマークを取得するとか、これはインターネット販売の信頼瀬を確保するために、こういうことは他のものでもよくやられているわけですが、こういうことを言っていて、この回答は、詳細は把握していない、なおかつ医薬品の販売制度について国際比較をすることが適当ではないということをおっしゃっています。前回、国際先端テストのお話がありましたね。さっきの環境アセスの御説明、このペーパーを見て、国際先端テストをせっかく導入したのに、こういう話でどうするんだという非常にふつふつと怒りがわいてくる気持ちです。

一つは、自分で出しておいて詳細は分からないということ自体、全く自己矛盾ですし、国際先端テストは、うちは知りませんということをはっきり言っているわけなので、これは議論の根本にならないわけです。さっきの環境アセスもそうだったのですけれども、多分日本と同じことをやっているでしょう、アメリカだったらこういうことをやっています。こんなのでは全然問題にならないです。必ず先進国、少なくともかつてのG7とかOECDの加盟国とか、そういうところをちゃんと見て比較をして話ができなければ、国際先端テストなどはできません。そういうことを考えると、きちんと対応をしていくことを各省庁に幅広く見て、自分の勝手な国をつまみぐいして、ここではこうで大丈夫です、あとは知りませんか、そういう話ではなくて、きちんとそういう情報を出していく。

もう一つ非常に重いのは、各省庁がいろいろ説明したときに、この規制改革会議、事務局としても、それは本当の話なのですかと。違うことを言ったら、それは全然違いますねと指摘できるくらいのそれなりの知識とか見識を持っていないと、国際先端テストはできません。それをきちんと規制改革会議の中で意識を共有して、私は非常に大きな武器になると思っているだけに、いい加減な対応は許されないと思います。

○岡議長 今のは御意見ということで、中原さん。

○中原参事官 大田先生のペーパーにつきましては、大田先生の方から事務局に、厚生労働省への要請を再度お願いするということがございますので、大田先生の御趣旨に従って、本件の問題については適切に対応してまいりたいと存じます。

鶴先生のおっしゃられた国際先端テストの難しさにつきましても、私どもも頭を悩ましているところがございます、そうした御指摘を踏まえて、次回以降お諮りすることになるかと存じますが、そうした趣旨はしっかりと受け止めて進めてまいりたいと思っております。

○岡議長 長谷川さん。

○長谷川委員 さっきの制度的枠組みを設ける時期ですけれども、これは規制改革会議としてこういう見解を出すのは初めての例になるわけなので、私は時期をはっきりとこちらで、規制改革会議としては、例えば半年以内に設けるよう求めると言い切った方がメッセージとしては明確だと思いますし、この点は必ず記者からも質問が出ますので、見出しになる時期をちゃんと書いた方がいいと思います。

○岡議長 今の御意見について、皆さんはいかがですか。

○安念委員 賛成します。まともな業者は画面の設計も全部終わっています。必要があれば電話が掛けられるようになっていて、もしも顧客の端末の方に画像送信装置、スカイプみたいなものがあれば、当然それでも対応できるようになっているので、要するにこの検討会をまずやめてもらうことの方が大切です。そもそも半年以上かけてブラッシュアップするようなものではないです。半年なら半年、最高裁判決から半年。別に半年でなければいけないと言わないけれども、それだけあれば十分。今まで5年やっています。

○森下委員 それは申し訳ないですけども、ちょっと乱暴な議論過ぎまして、反対している方がいらっしゃるのは事実です。

○安念委員 反対している人は理屈がないんですから。

○森下委員 そうではなくて、丁寧にお話を聞くのは大変重要だと思います。半年というのはいい話だと思います。

○安念委員 5年間やっているんですよ。これ以上、何を丁寧にやるんですか。

○森下委員 でも、インターネットの発展というのもその間にいろいろありますし、先ほど言ったように1類の枠自体がどんどん変わっているのも事実です。そういう意味ではちゃんとやって、半年以内に結論を出すという話でよろしいのではないですか。あまりそのところで今すぐにやるとかいう話ではないと思うので、やはりちゃんと動いている話ですから。

○岡議長 大崎さん。

○大崎委員 私は、半年は期限の切り方としては非常に適切ではないかと思います。ただ、安念先生のさっきのお話を伺って改めて思ったのですが、業者として別に1類をむちゃくちゃいい加減に売ろうとしているわけでも全くないのに、何かルールで縛らなければいけないという発想が、そもそも分からないなと思ってくるんです。つまり本来の薬事法の趣旨に立ち返って問題があるものであれば、逆に取り締まってくればいい話だと思っただけで、だからこそ業者も本来の趣旨にのっとった対応ができるように、それを対面ではないけれども、インターネットで実現できるようにいろいろ努力しているわけですね。変なルールを作ってしまったら、創意工夫を阻むだけではないかという気がします。

○岡議長 大崎さんのお話はタイミングの話ではなくて、中身の話に聞こえたのですけれども。

○大崎委員 戻ってしまいました。議事を混乱させて申しわけありません。



○岡議長 まずタイミングで、森下さん。

○森下委員 タイミングは全然反対しませんが、業者に関して野放しになっていることがなぜまずいかというと、普通の小さい零細のところとか、そういうシステムをつくらないところがそのままやっていることです。一番問題なのは1人で100個買ったりとか極端な例がいらっしゃる点、そういう方がおられるのは事実です。そういうことに関しては一部の反対が出ているので、そういう意味では適切な業者を作るのは必要なのだらうと思いますし、何でもかんでも販売というのであれば、逆に言うと、何もルールをつくらずにほったらかしている方がむしろいいという話になってしまいますので、少なくともそうではないと思います。

先ほども言いましたけれども、1類は医薬品からのスイッチが多いので、ここに関しては、要するに対面販売で薬剤師さんがいるというのを前提に製造設計しているんです。今回自由に販売するという状況では、そこの制度設計をしないで行くのであれば、安全性の担保をしないと乱暴な議論になってしまうのではないかと思います。ですから、必ずしも制度自体がもともとインターネットのあった時代の制度ではありませんので、そこの制度矛盾であろうと私は思っています。

○岡議長 金丸さん。

○金丸委員 本当はそんなに森下先生とも違いがないと思いますけれども、いかがわしく医薬品を手に入れて乱売する人はインターネットから出てくる前からもう存在していたので、今も大量に買うと言っても、別に六本木の周辺を10カ所くらい、100メートルもあれば大量に買うこともできるので、危険な考えが、インターネットが悪いというのはないでしょうというのは大崎さんもおっしゃっていること。

一方で、当然ながら業者側も広くマーケットに認知をされて、インターネットの世界はもちろん小さいところはあるかもしれませんが、もっと一気にクオリティの高いプロセス、薬の買い方はネットがあった方がログもとれるし、本当は対面より優れているという人たちがどんどん現われるかもしれない。さっきから申し上げているように、対面が何かすごくいいという話はやめましょうよということを言いたい。

○森下委員 おっしゃるとおりだと思います。ただ、制度が対面の時代の制度なので、これはいい、悪いではなくて、いわゆる制度自体が対応していないというだけの話だと思います。インターネットの方がログが残ったり、将来的にはいいところがあると思います。その辺は引き続きこの会議でも検討して、場合によってはより利便性を高めることをされた方がいいのではないかと思います。

○岡議長 どうぞ。

○滝本室長 委員各位にお決めいただくことなので、事務局がどうのこうのということではないのですが、先ほど申し上げましたように、私どもは直接の検討をしているわけではございませんので、半年がいいのか3カ月がいいのか、あるいは1年以内がいいのか。その根拠を問われても事務局は困ってしまうわけです。ですから、ここは厚生労働省の判断

に任せて、厚生労働省の判断が社会的な非難を招くものかどうかをある意味、向こうに任せの方がいいのではないかと事務局としては思っておりますけれども、ここの御決断にお任せいたします。

○岡議長 どうぞ。

○大崎委員 厚生労働省としてどういうめどをもっておられるかは、我々は知らないというのは全くそのとおりだと思いますが、私どもは逆に当事者ではない者として、この最高裁の判決が出たタイミングで現状に照らせば、半年以内にして欲しいという、あくまでそういう話ですね。別に命令する権限があるわけでも何でもないで、それを半年と示して、それは何の根拠があるのだと言われたら、我々の希望ですという答えでいいのではないのでしょうか。

○金丸委員 私も半年でいいと思っております。

○長谷川委員 私が言ったので修文させていただければ、3ポツ目は「これら制度的枠組みを遅くとも半年以内に設けることを政府に対して強く求めたい」としたいと思います。

○岡議長 鶴さん。

○鶴委員 さっき根拠の話がありましたけれども、6月に成長戦略とか骨太とかそういうのをまとめるという、要はこの政権になって一つのサイクルがまた復活するわけですね。そこにちゃんと間に合うように盛り込んでくださいという言い方は、政府全体のサイクルとしては非常に自然な考え方だと思います。半年と言ったときに、判決が出て1月から半年ですか。今から半年ですか。

○大崎委員 今から半年です。

○鶴委員 分かりました。今から半年ということですね。

○岡議長 副大臣や政務官の皆さん、今のことについて参考意見があればお聞きしたいのですが、いかがですか。

○寺田副大臣 私も半年ということでもいいと思います。骨太という非常に重要なサイクルが今度復活します。恐らくこれまでの骨太でも一定のルールをつくり解禁するとか、そういう漠としたこのままの言い方で、骨太で閣議決定というケースも多かったわけですが、当会議の総意として半年というのは極めてよろしいかと思えます。

○岡議長 よろしいですか。ほとんどの皆様の意見が、時期を明示すべきである。しかもその時期としては半年が妥当ではないかということでもとまりましたので、文案は長谷川さんが御提案いただいたことも含めて考えさせてもらうとして、とにかく半年という時期を明示することでよろしいですか。

それでは、本件はそういうことでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○岡議長 分かりました。ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から、何か補足の説明がありましたらお願いします。

○滝本室長 次回の会議日程は調整の上、改めて事務局の方から御連絡を申し上げます。

○岡議長 西村副大臣、どうぞ。

○西村副大臣 2点だけ手短に。1点目は鶴委員の言われた国際先端テストです。これは自民党としても公約に入れておりますし、できるだけ早く制度設計をしていただきたいという思いと、今のインターネット等での薬の販売について、諸外国の話を知らないというのはもってのほかだと思いますので、ここは是非モデルケースとして取り上げていただいて、やっていただければというのが1点。

農業の件は、いずれにしても3月中か4月には来ますので、恐らく今のような形で議論をしていただけるのではないかと思いますから、○のあるなしにかかわらず、やるということだと思います。その点は議長からちゃんと言っていただければ大丈夫だと思いますので、よろしくをお願いします。

○岡議長 ありがとうございます。

政務官はよろしいですか。

では、皆さん、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。